

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上で次のとおり物件検査及び適合証明を申請します。(注1)
なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限り。)

検査機関名 御中
 建築士事務所名

申請者	氏名 <small>フリガナ</small> 又は 名称 〒 () () () 住所: TEL () () () () () () FAX () () () () () ()			印
代理者 <small>(申請者以外が手続する場合に限(記入))</small>	氏名 <small>フリガナ</small> 又は 名称 〒 () () () 住所: TEL () () () () () () FAX () () () () () ()			担当者名: <small>(事業者の場合)</small>
手数料 請求先	申請者 代理者	その他 →	会社名: 住所:〒 () () ()	所属/担当者名: 連絡先:
融資の種別 <small>注2)</small>	フラット35のみ フラット35+ 財形住宅融資 (リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション) 財形住宅融資 (リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)に限る。 財形住宅融資 (リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)に限る。			
建物の所在地	地名地番 住居表示			
建物又は団地の名称 <small>(マンションの場合)</small>			住宅番号	号
売主名又は 不動産仲介等業者名	担当者 () TEL. () () () () ()			
住宅の種類 <small>注3)</small>	一戸建て等 マンション			
戸建型式	一戸建て 連続建て	重ね建て 共同建て	併用住宅区分	専用住宅 併用住宅 フラット35(中古住宅)の場合に限る。
フラット35Sの基準の適用 <small>注4)注5)</small>	有	無	フラット35Sを 適用する基準 <small>注6)</small>	【優良な住宅基準】(金利Bプラン) 1省エネルギー性 (断熱等性能等級4注7) 一次エネルギー消費量等級4以上 基準適合住宅(建築物省エネ法)注8) 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)注9) 2耐震性 (耐震等級 構造躯体の倒壊等防止)2以上 免震建築物 3バリアフリー性 (高齢者等配慮対策等級3以上) 4耐久性・可変性 (劣化対策等級3以上等)注10) 【中古タイプ基準】(金利Bプラン) 5開口部断熱(省エネ) 6外壁等断熱(省エネ) 7段差解消(バリア) 8手すり設置(バリア) 【時に優良な住宅基準】(金利Aプラン) 9省エネルギー性 (1住宅事業建築主基準 2認定低炭素住宅注11) 3一次エネルギー消費量等級5 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)注9) 10耐震性 (耐震等級 構造躯体の倒壊等防止)3 11バリアフリー性 (高齢者等配慮対策等級4等)注12) 12耐久性・可変性 (長期優良住宅)注13)
提出書類	別添の適合証明申請書類チェックリストによる。			
確認済証の有無	有	無	増改築 修繕の有無	増改築 修繕 有 無 有 無
適合証明書発行希望日	平成 年 月 日		現地調査希望日	平成 年 月 日
備考 <small>注11)</small>				
検査機関等受付欄	検査者等名	決裁者名	整理簿等記録照合欄	判定欄 (証明年月日及び番号) 平成 年 月 日 第 号
備考欄				

注1) 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。
 注2) 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
 注3) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅(マンション)地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含みます。))又は準耐火構造)
 注4) フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関に限り。適合証明技術者は、フラット35S(中古タイプ基準)に係る判定に限定されますのでご注意ください。
 注5) フラット35Sによる住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。
 注6) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
 注7) 省エネルギー対策等級以上の基準を満たす新築時の適合証明書又は建設住宅性能評価書を活用する場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」に読み替えてください。
 注8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準適合認定建築物をいいます。
 注9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
 注10) 劣化対策等級3以上等:評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限り。が必要)
 注11) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち「9省エネルギー性 2認定低炭素住宅」を希望される場合は、認定低炭素住宅の認定後の増改築の有無を備考欄に記載してください。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第8号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
 注12) 高齢者等配慮対策等級4等:評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
 注13) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち「12耐久性・可変性」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S(特に優良な住宅基準)耐久性・可変性を利用することができません。

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第二面)

< 申請者確認事項 >

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)(の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。))又は財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ご適用される技術的基準に適合していること
 - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した場合等は、それ以降の検査が行われず、それまでの検査費用について精算することがあることを承知しています。
- 6 発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から6か月間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。
- 7 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- 8 フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 9 フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要であることを承知しています。

< 個人情報の取扱い >

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)(は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。))から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
 - イ その他これらに付随する業務
 - (2) 利用目的
物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
 - ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
 - イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
検査機関等は、個人情報の保護に関する法律第(平成15年法律第57号)23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険 保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関	フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関(注) (建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。)	適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等	

(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。